

令和4年第16回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年8月19日（金）

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫  
同 委員 岡 田 行 雄  
同 委員 坂 口 節 子  
同 委員 中 田 尚 代  
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 議案

- (1) 議案第25号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (2) 議案第26号 「練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (3) 議案第27号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第28号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書  
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
  - ① 学校法律相談事業（スクールロイヤー制度）の実施状況等について
  - ② 「練馬こどもカフェ」の拡充について
  - ③ （仮称）都立練馬児童相談所の設置について
  - ④ 東大泉第三保育園の民営化について
  - ⑤ 令和4年度「練馬区成人の日のつどい」開催について
  - ⑥ その他

開 会 午前 10時00分  
閉 会 午前 11時35分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	山 本 浩 司
同 副参事	風 間 浩 也
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	山 崎 直 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	佐 藤 重 康
同 保育課長	清 水 輝 一
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太

教育長

ただいまから、令和4年第16回教育委員会定例会を開催する。  
前回の夏季イングリッシュキャンプの視察については、大変お疲れさまでした。  
それでは、案件に沿って進めさせていただきたく。  
本日の案件は、議案4件、陳情1件、協議2件、教育長報告5件である。

## 1 議案

- (1) 議案第25号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

初めに議案である。  
議案第25号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。  
それでは、議案の説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの議案について、ご意見、ご質問等があれば、お願いします。

仲山委員

資料にある「常時介護を要する状態にあり」という方は、これは学校医などがそういう状態になったということか。

保健給食課長

おっしゃるとおり、この条例に定める学校医、学校歯科医、また学校薬剤師の方が、常時介護を要する状態になった場合に介護を受けたときということである。

仲山委員

介護を受ける状態になった原因はどのようなものでも構わないのか。

保健給食課長

基本的に公務災害に該当した場合である。公務を行っている最中であつたり、それに赴く場合の災害によって、障害や介護が必要になったというような場合に適用されるものである。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。

それでは、まとめたいと思う。議案第25号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第25号は承認とさせていただきます。

(2) 議案第26号 「練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

次に、議案第26号 「練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

議案の説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

下田少年自然の家廃止に関わる条例である。ご質問、ご意見等があればお願いします。

仲山委員

下田少年自然の家を廃止する理由は何か。

保健給食課長

まず下田少年自然の家が4つの施設の中で一番古く、施設の老朽化ということがある。それから、東京からの距離が一番遠く、施設の内容についても、ほかの施設のようにグラウンドや体育館というようなものがない。これを改修して、また新しくするというのは、なかなか現実化するのが難しいという点がある。

それに加え、一般利用という点についても、他の施設に比べて利用率が低いというようなこともあり、比較した結果、下田少年自然の家については廃止をするということで考えたものである。

仲山委員

下田少年自然の家が廃止された結果として、今まで下田少年自然の家が担っていた役割というのはなくなってしまうと思うが、それは何かで補えるのか。

保健給食課長

まず、主な用途として、小学校の移動教室等に使うわけであるが、それについては下田以外の3つの施設でカバーすることができるということで考えている。

また、一般利用についても、先ほどお話ししたとおり、数も少ないということもあるが、まだほかの3つの施設があるし、そのうちの1つの岩井については海の近くの施設というようなところであるため、それについても充足することができるというふうに考えている。

教育振興部長

主な廃止理由は、ただいま保健給食課長から申し上げたとおりであるが、夏に下田と岩井をそれぞれ使ってやっていた臨海学校がなくなり、夏季イングリッシュキャンプになったということも廃止を決定した1つの要因であることをつけ加えさせていただく。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにあるか。

中田委員

この施設を廃止して、この後何か使う可能性はあるか。

保健給食課長

現在のところ、この施設をそのまま転用して使うということはなかなか難しいと考えている。また、改修等をして使うかどうかについては、教育委員会の中では今のところない状態であるが、改めて検討もして、さらに全庁的にこれを何か活用する方法があるかというようなことも、関係部署合わせて、これから精査するところである。

また、売却の可能性も含め、検討を進めていくところである。

教育長

ほかにあるか。

坂口委員

たくさん意見が出て、私もこの後どうするのかと思った。下田少年自然の家は利用したことがあるが、本当に見晴らしがよい素晴らしい高台があるが、「海岸に出てみよう」というと大変な距離を下りていかないと海の水も触れられないとか、確かに子供たちの海と親しむという点では非常に苦労していた。

私も子供たちによく「大変だよ」と聞いていたが、実際にそう思う。今までの子供たちはすごく苦労しながら、それでも遠泳の楽しさとか、たくさんの体験をさせていただいた。すごくよい場所だが、おっしゃるように岩井少年自然の家のロケーションと比べたら本

当に大変だと思うから、そこを教育施設以外でもよいので、いい方法があれば使ってもらえればと思う。

教育長

ほかに意見あるか。

下田少年自然の家については、平成17年3月末まで、その崖の下に下田学園という健康学園が所在していた。肥満とか喘息とかをお持ちの小学校4年生以上の児童を、基本的には1年間限定でお預かりして、勉強を教えながら向こうで健康を回復していくということであったが、あの当時からネブライザー等の機器が進歩しているため、必ずしも現地療養が要らない。それから、少子化によって、子供を離さないという保護者が非常に増えてきていて、園児数が極めて少なくなってきて、もう17、8年前になるが、やむなしとして廃止としたところである。

その崖の上に所在している下田少年自然の家ということであり、なかなかの崖地であるため、先ほど保健給食課長が申し上げたように、校庭やグラウンドがないとか、坂口委員からご指摘があったように海岸までに非常に経路が長い。そういった意味では、地理的な問題もあったことは事実であり、利用者も少なかった。

それで移動教室等については何とかほかの3施設でカバーできるというようなことであり、今回区の方針として、この下田少年自然の家の廃止を議案としてお出しさせていただき、条例上で廃止する。実質は今も既に利用は行っていないという状況である。

ほかにあるか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第26号については、承認とさせていただいてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第26号は承認とさせていただく。

- (3) 議案第27号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第28号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

次に議案第27号である。「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、並びに議案第28号「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。以上2件は、関連する議案であるので、一括で説明していただき、一括でご質疑いただきたいと思います。

それでは、議案の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

2つの議案の説明をさせていただいた。まず公務員の定年であるが、現在60歳、医師や歯科医師は65歳となっている。これは地方公務員法に定められているものではなく、国の職員を基準として条例で定めるといような規定になっている。

現在は60歳で定年を迎えて、退職手当をもらって、残り5年間は再任用の職員として勤務することができるが、これが段階的に65歳まで引き上げられる。しかし、60歳になったら給料が70%になる。つまり、30%カットされてしまう。その段階で退職手当をもらおうと、掛けられる数が3割減っているため、もらうお金が30%、3割減ってしまう。なので、これについては例外を設けるといことと、それから、段階的に退職の年次を上げていって65歳までにすること。

それから、60歳を超えたら役職に就いている人は一旦役職から退いていただく。つまり、部課長について役職から退いていただくといようなことも一緒に定めるといものである。

そういうことが、休日、休暇等、また給与の制度として、今回条例が制定される。幼稚園教育職員は教育委員会の所管であるが、理事者も含めて区の職員は、区の条例として同じ定められる予定としている。とい内容であるため、よろしくいする。

議案第27号および議案第28号を一緒にご審議いただきたいと思うが、これについてご質問等があれば、いする。

仲山委員

定年前再任用短時間勤務といのは、定年にはなっていないのだけれども、何らかの理由で辞めてしまった人が対象といことか。

教育指導課長

これまでは60歳を区切りとして、その後再任用で働くにしても、フルタイムで働くか、または短時間で働くか、選択できた。今後65歳まで定年年齢が引き上げられるのであるが、60歳になった時点でこれまでと同じようにフルタイムで働くか、短時間で働くか、その選択肢を持つてるといことについては、継続していくとい意味である。

例えば65歳の定年になった時期であったとしても、60歳の時点で定年前なのだが、短時間勤務をするといことが可能な制度といようなことである。だから、ここでは定年前再任用短時間、暫定的とい言葉をつけるのであるが、そういった名称になっているところである。

仲山委員

その人にとってみると、定年年齢が62歳に延びたならば、そのまま62歳まで勤務したほうが、報酬としてはいいわけである。でも、何らかの理由でその人は60歳で一度辞

めて、短時間でその後もまだ勤務しているという人が対象ということか。

教育指導課長

もちろん定年が62歳であれば、62歳まで働くという意思があれば当然働くことはできる。ただ、いろいろな選択肢があるということを残しているということである。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

まだ詳しくは決定されていないが、今でも60歳を超えて再任用になると、定期昇給はない。部長なら部長、課長なら課長、係長なら係長の報酬、ということで一律の金額である。そのため、もし62歳まで、例えばあと2年間延長したとしても、結果的に昇給がないので、その他の手当等についてそれに跳ね返るものというのは基本的にはないものと思う。

その代わりに、先ほどお伝えしたとおり30%分の退職手当が減るので、それはきちんと60歳のときの金額を基に算出するという制度になっている。昇給の制度は基本的にない。

ほかにご質問等はないか。

仲山委員

役職定年調整額というものは、練馬区独自のものなのか。

教育指導課長

練馬区独自のものではなく、東京都の職員も同じ扱いということになる。

仲山委員

分かった。

教育長

幼稚園がなくなった区もあるが、幼稚園教諭は、23区共通の基準でやらせていただいている。その根本が東京都の基準になるということである。

岡田委員

資料4の2の(3)のところに「管理監督職以外の職への降任等をされた職員」について、管理職を60歳になったら辞めなければならないというお話だったが、必ずそうしないといけないのか。例えば園の状況によって、継続が必要な場合とかあろうかと思うが、そういう考慮もなく自動的に管理職を降りるというものなのか、確認をさせていただきたいと思う。



#### 教育指導課長

60歳になったら、管理職から降任するということは原則である。ただ、特例任用という制度が今後でき、61歳以降も校長・副校長として勤務を継続することも可能だというようなただし書がある。ただし、これは全員が特例任用されるわけではないというところであるため、その時々的人事状況に応じてということになると思う。

#### 岡田委員

その場合、給料が70%になるが、責任はそのまま継続する。管理職手当を頂けることはあると思うが、責任の重さと報酬が割に合わない気もするがいかか。

#### 教育指導課長

私がどこまでお答えできるか非常に限られている話ではあるが、東京都の教育職員の考え方に準じて、特別区の幼稚園教育職員の考え方も適合されるということが、基本的な考え方である。

#### 教育長

なかなか制度のはざまなので、難しい。仕事は変わっていないけれども、60歳になった途端に給料は3割カットになってしまうということであるが、一応給与の設定については、情勢適応の原則というのがあるので、民間企業等と比較したうえで、毎年人事委員会勧告が出されていたり、国等の職員を参考として設定されているといったことがある。

今回の制度の対応については、元気な60歳以上の方もおられる。それから、少子化によって労働力として61歳以上の方にも活躍をしていただかなければならない。福祉政策として、年金の受給年齢が引き上がってきている。場合によっては70歳を超えてからもらうという選択もできるようになった。そういう様々な労働政策と福祉政策が合わさって定年延長となったのだが、60歳までの現役のときと同様の支給はしづらいというようなことがあり、こういう形になったものである。私どもの地方自治体だけの考えだけではなかなかすまされないところがある。

あと、一方で、この役職定年制については、全員が、例えば役職を降りてしまうと、実際園長先生がいるのかということもある。本区の場合、3園であるため何とかなっているが、区の部課長も含めて全員が降りてしまったら、後継者がいるのかという課題もあるが、基本的に国のほうでそれが原則で、例外はあるというやり方である。例外の設定の仕方というのはこれから出てくるものだと思うが、現在のところは、この方向でいっているというのが現状である。

ほかにご質問等はないか。

#### 仲山委員

私的な考えであるが、役職を与えられれば、もちろん役職に見合った仕事をしなくてはいけないということは当然あるのだが、やはり年を重ねると自分ではやっているつもりであっても、能力的に下がってしまうということはあると思う。私自身もそうである。そう思うと、それなりに報酬が下がるというのも、一律皆さんに言えるわけではないが、平

均的には下げても仕方がないのかなというふうにも思う。

教育長

ほかにあるか。

それでは、まとめたいと思う。

まず、議案第27号「練馬区立幼稚園教育職員の勤務期間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、承認とさせていただいてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第27号は承認とさせていただく。

次に議案第28号「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、こちらも承認とさせていただいてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第28号も承認とさせていただく。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書  
[継続審議]

教育長

それでは、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところ、継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について [継続審議]

教育長

次に、協議案件である。

協議（２）令和４年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。継続審議となっているが、協議案件について、本日資料が提出されている。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

#### 資料に基づき説明

教育長

前々回にご審議をいただいたことに基づき、今年那点検・評価はこのようなスタイルで事務作業をやらせていただきたいという内容である。内容について、ご意見、ご指摘、ご質問等があればお願いします。

岡田委員

別紙１－２の項目に関してなのだが、表の中の１「教育の質の向上」の③に１）から３）の３つの項目がある。ほかにもこういう項目を追加したらいかがかという意見だが、例えば学校を支える人員という項目だが、私が現職の校長で勤務させていただいたときに比べて、現在学校には様々な人員が入っているいろいろな教育活動を手伝っていただいていると思う。とても大切だと思うので、③の１）から３）の中に追加でそういう項目を入れていただいて、評価をしていただくというのも大切だと思った。

それから、もう一つであるが、校長のマネジメントという観点も併せて大事なと思った。ただ、教育委員会としての事業評価なので、校長のマネジメントをどういうふうに助けるのか、そういう取組ができるかどうかというのは難しいかもしれないが、学校の校長のマネジメントを助けるような手だてを何か取り組んだりして考えていくなど、そのようなこともこれから検討していただく必要があるかなと感じたところである。

教育総務課長

１つ目のお話であるが、お聞きしたところでは、３「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」と少し関係するところもあると思う。そういった観点も含めて検討させていただけたらと思う。

それから、校長のマネジメントであるが、どこに該当するかというのはなかなか難しいと思う。基本的に教育・子育て大綱を基に、点検・評価をするということで進めさせていただいている。項目を増やせないということもないのだが、なるべく大綱の中で取り扱いたいと考えているので、少し検討させていただければと思う。

岡田委員

検討していただくということで、それで結構である。スケジュールが８月下旬なので、早急に追加をしていただくというのもなかなか難しいかと思うので、これから時間を取っていただき、検討していただければと思う。

教育長

別紙1-2の1「教育の質の向上」の②「教員の資質・能力の向上」の3「子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）」があるが、「働き方改革」という捉え方でこのカテゴリーの1ジャンルとして考えるということもないわけではない。

いずれにしても、時間的なこともあるので、ただいまの委員のご指摘を踏まえ、検討させていただきたいと思う。

ほかにあるか。よろしいか。

それでは、ただいまのご指摘事項も踏まえ、事務局において点検・評価表を具体的にした案を作成させていただき、またご提出させていただきたいと思う。

それでは、協議事項については、以上とさせていただきます。

(1) 教育長報告

① 学校法律相談事業（スクールロイヤー制度）の実施状況等について

教育長

それでは次に、教育長報告である。本日は、5件ある。

それでは、報告の①番から、願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

新しく導入した制度についての説明である。ご質問等があれば、願います。

坂口委員

個々で起きる法律が絡むような様々な事件について、スクールロイヤー制度が入ったことで、いづらか学校現場や管理職の方は少し楽になられたかと思う。

私もかつて会議に参加したときに、いよいよ専門家に任せなければならないことも多かったが、こうして制度がスタートして、実績件数が出てきて、よかったと思うが、教育指導課長としては、この制度があることでどのぐらい軽減なされたのか、感想を伺えればと思う。

教育指導課長

相談件数が38案件と報告させていただいたが、同じような案件が非常に少なく、それぞれが様々な内容をはらんでいる。本当に多岐にわたる案件に対して、学校、幼稚園が対応を迫られているということが、1年間見て実感したところである。

例えば、いじめ問題に関連して、被害者と加害者との主張に齟齬が起きてしまう。齟齬が起きてしまうために、なかなか解決に向かわず膠着している状況がずっと続いてしまっているといったときに、どういうふうな対応をしていくことが可能かということであるとか、また、子供同士の事故によってけがをした、させられたといったときに、治

療費や慰謝料に関わるそういったところの判断。それから、事故発生時に教員がどのように対応したのか、教員の対応の妥当性など、本当に案件一つ一つ内容が異なる。いずれも校長だけの判断では、なかなか決めきれないというものがたくさんあったので、即座に問題が解決するというわけではないが、次に解決に向けた一歩を大きく踏み出すことができたと感じている。

坂口委員

そうだろうと思う。今までそういう事件があったときに、先生の采配というか、当事者の先生方の悩みの種であったことが、専門家に預けられるというのは大変大きな役割になっている気がする。これからもっと人間関係の深さが非常に浅く、みんな攻撃的になる時代になっていきそうなので、本当に必要だと思う。

あまり案件数が増えないことを願うが、スクールロイヤーだよりなども出ているということなので、こういう制度があることが大事なことだと認識しておけばいいと思う。

教育長

ほかにあるか。

中田委員

坂口委員がおっしゃったように、事例紹介があったことで、今までどういうふうに接したらいいか、対応したらいいか分からなかった先生たちの参考資料になるかと思うので、スクールロイヤーだよりの発行の回数が増えるのはいいことだと思った。4年度は3回発行だが、いろいろな事例、対応の仕方を見ることで、先生たちの安心の材料にもなると思う。

教育長

ほかにあるか。

仲山委員

38案件ということであるが、この中には解決した問題もあれば、依然継続中の問題もあるかと思うが、大体割合としてどのぐらいか。

教育指導課長

何をもって解決と言っていいのかなかなか難しいところであり、解消率というのは、正確な数値を申し上げることはできないが、いずれにしても、相談したことによって、校長が一定の根拠を持った段階で保護者や子供たちへの指導、相手の弁護士との対応ができるというのは、非常に大きいと思っている。

教育長

ほかにあるか。

#### 岡田委員

スクールロイヤー制度はとてもすばらしいと思って、説明を伺っていた。スクールロイヤーだよりをぜひ拝見したいというのが、1つ目である。

2つ目が、この事例を積み重ねていくことで、学校が、事件が拡大しないように、事例を基に勉強できるような感じもする。ぜひこのスクールロイヤーだよりを積み重ねていって貴重な資料集にしていいただければ、学校としてはそれを見ながら、事前の対応を予測し行動できると思ったので、そのような活用も考えていただければと感じたところである。ありがとう。

#### 教育指導課長

スクールロイヤーだよりのことについて、触れていただきありがとうございます。後ほどお持ちしたいと思っている。

スクールロイヤーだよりは文書ということで、なかなか詳細は載せられないため、一般的にこういう場合には対応する、というところをご紹介させていただいているところである。

それから、事例研究については、先ほど申し上げたとおり、校長研修をやっているところである。各校長が自分の学校の様々な問題を持ち寄って、実際にケース会議や事例検討会というような形で研修を進めているところである。こういった場合にはどうすればよいかということを担当の弁護士に相談するという勉強会を進めているところである。

このような会をきっかけにして、毎月行われる各地区の校長会などで対応についての効果的な進め方について、校長先生同士で共有することもできるので、そういったことを推進しながら、さらなる教育活動の充実に結びつけていけたらと思っているところである。

#### 岡田委員

弁護士との相談というのは、オンラインでやるのか。対面で、弁護士さんが学校に来ていただくのか。相談体制というのは、どういうふうなものか教えていただきたいと思う。

#### 教育指導課長

相談の方法であるが、スクールロイヤーの弁護士がそれぞれの事務所にいらっしやるので、必要があったときにお電話で相談をすることができるようになっている。お電話だけでは難しいという場合には、直接保護者と相談をする場面にスクールロイヤーの方も同席していくということも可能である。様々な形での相談が可能ということになる。

#### 教育長

ほかにあるか。

それでは、報告の①番を終了とさせていただきます。

#### ② 「練馬こどもカフェ」の拡充について

教育長

次に報告の②番をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告事項について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員

自主運営型についてだが、店舗が自ら企画する子育て講座は、どういうものでなければならぬとか、そういう条件はあるのか。

こども施策企画課長

今回、試行ということで、お店ごとにどのような講座ができるのかお店側と相談しながら進めていきたいと考えている。

具体的に現在、お店と話をしているのは、まず「ママコモハウス」については、地域の商店街の方などと協力し、講座ができないかということを考えている。例えば、地域にいらっしゃるマッサージ店と協力をし、お店の方によるベビーマッサージの講座であったり、また、近くの病院と協力をし、看護師さんによる子供の緊急の対応であったり、そういう講座を考えている。

また、「おはしごはん」については、管理栄養士の方が運営されているということもあり、離乳食の講座であったり、食育の関係であったり、そういったことで講座を考えている。

仲山委員

自主運営型という枠に入っていない、今までの「練馬こどもカフェ」において、自主的に何か企画をするというのは、自分のお店でやることだから、自由にやっても構わないのか。

こども施策企画課長

各店が個人的に既に行われている講座については、それはご自由にやっていただいても大丈夫なのだが、一方で、「練馬こどもカフェ」という形でやっていただくものについては、区でも区報やホームページに載せるなど、広報も一緒に行って区も協力して実施していく。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

利用料は有料か。

こども施策企画課長

「練馬こどもカフェ」については無料での参加になるため、広く参加していただければと思う。自主運営型も同様である。

ただ、カフェという場所なので、紅茶やコーヒーを飲みながら講座に参加していただくということが1つのコンセプトになる。必要な方はコーヒーとか注文していただき、参加していただくことになるが、参加料は取っていない。

教育長

ほかにあるか。

中田委員

無償で場所を提供されているということで、保育士等は区で依頼した方をお呼びするかと思うが、店舗が自ら子育て講座をするときには、店舗にお任せで、誰を呼んでもいいし、謝礼は発生しないのか。

こども施策企画課長

既存の「練馬こどもカフェ」については、無償で店舗を貸していただくということになるが、保育園や幼稚園の先生については、区から、私立園にお願いをして、先生を派遣していただき、委託料をお支払いしている。

一方で、自主運営型については、あくまで各店舗で講座を実施していただくということになるので、それに対して講師費とかを区がお支払いするということはない。

教育長

ほかにあるか。

坂口委員

講座は8月から1月の間に3回程度実施である。しかも申込制で、たくさん赤ちゃんが来ると大変なので、数人だろうと思う。食育の講座をしていただくなど、非常によい企画で、しかも無料で受けられる。

現在、私たちのNPOは子育て広場という形をやっている。私はただ子供のことを自由にお話しすればいいかなという形でやっているが、今のお母さんたちは必ず何かの利益、例えば「ここはベビーマッサージを受けられるのか」とか何か利益がないと、魅力がないと思ってしまうような気がしてとても不思議なのだが、これは練馬区お墨つきのカフェであれば、多分申込はすぐにいっぱいになる。

自由にいつでも申込もなしでふらっと入ってこられる普通の広場というと、ぴよぴよとかいろいろあるというのが、感想である。



こども施策企画課長

資料7の裏面をご覧ください。参考で現在の実施場所を載せている。全部で6か所で実施をしているところであるが、3番のスターバックスコーヒーだけはまだコロナの影響で店内でのイベントを行わないため、現在は実施していないところであるが、それ以外のところでは毎月大体1回から2回程度実施をしている。

8月から1月に3回実施ということだが、自主運営型の試行はこの回数で実施していくことを予定しているので、来年度の本格実施にあたっては、定期的開催できるようになるのではないかと考えている。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。

それでは、報告の②番を終了する。

③ (仮称) 都立練馬児童相談所の設置について

教育長

それでは、報告の③番をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

岡田委員

練馬児童相談所の管轄する区や市というのは、どの辺になるのか。

こども施策企画課長

新たに設置される練馬児童相談所の管轄地域としては、練馬区のみと聞いている。

教育長

よろしいか。

ほかにあるか。

坂口委員

東京都のスタッフ、練馬の子ども家庭支援センターのスタッフの人数の割合はどうなっているのか。

こども施策企画課長

東京都の職員については、他の同じぐらいの人口規模の児童相談所から換算すると、大体60人から70人程度の職員が配置される予定と聞いている。ただ、今後また都のほうで人員要求をしていく中で、決定はしていくものと聞いている。

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センターの職員については、現在豊玉館のほかにも石神井庁舎もあるのだが、総勢で70名弱の職員がいる。豊玉館に勤務している職員は、現在44名職員が勤務していて、その職員はそのまま勤務する。

坂口委員

ありがとう。

教育長

よろしいか。  
ほかにあるか。  
それでは、報告の③番を終了する。

④ 東大泉第三保育園の民営化について

教育長

報告の④番に移る。  
説明をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明につき、ご質問等あれば、お願いします。

仲山委員

民営化する理由のところであるが、(2)のところにも自らの創意工夫云々とあるが、何かサービス内容に区のほうで設定している条件があるのか。

保育計画調整課長

まず直営として運営してきた保育というものがある。委託に移行するときに、その園の保育を継承することが基本になっている。ただ、事業者の創意工夫を認めていないかということ、そうではなく、保護者の理解があって、区とも協議のうえで事業者の創意工夫もしていただくということである。

ただ、区立保育園であるため、事業者にとってみると、民営化して自分たちの保育が

やりたいといったことが一番の民営化の理由であるため、なかなか思った保育ができていないところがあるのかと思っている。

また、事業者にとってみれば、契約期間を限定されずに自分たちの保育園を運営できるというのが一番のメリットと思っている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかにあるか。よろしいか。

それでは、報告の④番を終了する。

⑤ 令和4年度「練馬区成人の日のつどい」開催について

教育長

次に報告の⑤番をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告事項について、ご質問等があればお願いします。

坂口委員

本当にどこで実施するのは大変なことだが、日本大学芸術学部の江古田キャンパスはよいと思う。大教室も多分200人ぐらいは入るかなと思う。区内でできることもすぐくよいと思う。

青少年課長

今回は、利用者にとって交通アクセスがよいところというのを第一観点においた。また、皆さんが一堂に集まりたいということもあるので、できるだけ大規模な施設というところで、このような形にさせていただいたところである。

教育長

文化センターの工事が2か年にわたるので、来年と再来年の成人の日のつどいという2年分考えなければいけない状況になっている。

ほかにあるか。よろしいか。

⑥ その他

教育長

事務局より申し上げる報告事項は、あとほかに何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆さまから何かあるか。

坂口委員

8月31日頃になると、毎年毎年、子供たちに何か起きないように願っている。教育委員会から発信して、子供たちの言動に気をつけるようにということをやっているのかどうか、対策はどうしているのかどうか。練馬の子供たちが誰も傷つかないようにと思っているが、いかがか。

教育指導課長

長期休業明けというのは、子供たちの心身において、非常に不安定な時期ということで、自殺等が最も多い。8月31日、9月1日、そこがピークということは、毎年言われているところである。

長期休業に入る前、それから、校長会や生活指導担当者連絡会などでは、長期休業期間中には、例えば1学期の終わりにいじめの問題がまだ解決していない子供であったり、それから不登校ぎみの子供も含めて心配される子供たちには、夏季休業期間中も定期的に連絡を取るよにということ。また、特に夏季休業が明ける段階では、学校から連絡を取って状況を確認したりとか、安心して学校に来られるよにというような働きかけをするよにということをお話している。

また、夏季休業に入る前は学校以外にも様々な相談窓口もあるので、心配なときにはいつでも相談できる、ということをお子供たちにも改めて周知をさせていただいている。そのような対応をして、夏季休業を迎えたところである。

本当に坂口委員のおっしゃるよに、何事もなく子供たちが安心して学校に来られるよに進めてまいりたいと思っている。

坂口委員

ありがとう。

教育長

ほかにないか。

#### 仲山委員

夏季イングリッシュキャンプのことであるが、前回視察させていただいたわけであるが、総じてすごくいい企画だなと思う。なるべく多くの子供たちに参加してもらいたいと思った。

1つ感心したというか、さすがプロの人がやっているなと思った点は、英語に関して生徒のレベルに差があるが、そこをうまくカバーするような工夫をしていた。英語ができる人も満足するし、できない人もついていけるという、その辺りの工夫が見られた点がよかったと思う。

英語教育の充実に関する事で伺いたいことは、2年生、3年生は英検の受験料を全額区が補助しているということであるが、実際に何割ぐらいの子供たちが英検を受けているのか。

#### 教育指導課長

中学校2年生または中学校3年生のいずれかの年齢で、1回補助ができるという仕組みになっている。これまでは中学校2年生だけとか限定的にしていたものを、近年広げていたのであるが、その執行率については、また改めてご報告させていただきたいと思う。

#### 教育長

ほかにあるか。よろしいか。

それでは、以上をもって、第16回教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。